



# 市民主体のまちづくり みんなで創る名寄の未来

名寄市のまちづくりの基本となる自治基本条例を  
条文ごとにわかりやすく説明します

## 目次

前文
第1章 総則（第1条―第4条）
第2章 まちづくりの基本原則（第5条―第10条）
第3章 市民の権利、役割及び責務（第11条・第12条）
第4章 議会の役割及び責務（第13条・第14条）
第5章 市長等の役割及び責務（第15条―第17条）
第6章 行政運営の基本（第18条―第24条）
第7章 基本原則によるまちづくりの推進（第25条―第34条）
第8章 条例の見直し（第35条）

## ■前文

私たちが住む名寄市は北北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川に育まれた肥沃な大地と寒暖差の大きい気候は豊かな自然と農産物を産み、また、澄みきった大気は美しい満天の星空を私たちに贈ってくれました。そしてなによりも北国の厳しい自然は、人の

優しさと智慧、共生のこころを育みました。私たち名寄市民は、先人から受けついだ宝であるこの優しさと智慧を生かして、未来を担う子や孫の世代のためにこの豊かな自然環境を守り、自然と共生するまちをつくりまします。また、すべての市民がいつまでも安心して心豊かに暮らせるまち、福祉と教育のまちをつくりまします。そして名寄市が、地球上のすべての人類の幸福と平和に寄与するまちになり、新しい時代にふさわしい地域社会の模範になることをめざします。そのためには、私たち市民一人ひとりが地方自治の本質を理解し、まちづくりの主体は市民であることを自覚して、主体的、能動的にまちづくりに参加することが大切です。同時に、主権者である市民から信託を受けた市長及び議会は、市民の基本的人権を守るとともに、市民が持つ創造性や知識、感性を尊重し、市民と連携・協力してまちづくりを進めなければなりません。また、名寄市は、独立した自治体として、主体的にまちづくりに取り組む

自主、自立の理念を持つことが必要です。このような基本理念に基づいて私たちがまちづくりを進めるためには、市民と議会、市長等がまちづくりに必要な情報を共有すること、そして市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会が制度的に保障されなければなりません。そのために、私たちはここに名寄市の最高規範としてこの条例を制定します。

## ▽▼▽説 明△▲△

第1段落については、名寄市について語り、「新しい時代にふさわしい地域社会の模範になることをめざします。」とまちづくりの目標、意気込みを示しています。第2段落は、まちづくりの主体は市民であることの自覚と市民参加、市民、議会、市長の連携・協力、自治体としての自主、自立に取り組む理念を持つことをまちづくりの基本理念として示しています。

第3段落では、市民が主体のまちづくりを行うには、情報共有、市民参加が保障されなければなら

ないとしています。それらを具体的に示すべく最高規範として条例を制定するとしています。

## ■第1章 総則

### 目的

**第1条** この条例は、名寄市におけるまちづくりの基本理念及び原則を明らかにするとともに、まちづくりの基本事項を定め、また市民の権利と責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割と責務を明らかにすることによって、本来の地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりを実現することを目的とする。

### ▽▼▽説明 明△▲△

名寄市自治基本条例の制定意義と制定する目的を明らかにしています。制定のねらいや決意、意気込みは「前文」で述べていますが、まちづくりが市民の考えに基づいて行われる「市民主体のまちづくり」の実現を目的としていることを記しています。1行目の

「名寄市」は、自治体としての「名寄市」を指しています。「名寄市」という言葉には、地理的な概念としての地域やそこに住む市民、選挙で選ばれた議会や市長を含んでいます。

### 定義

**第2条** この条例において「市民」とは、市内に居住する者、市内で働き、若しくは市内の学校で学ぶ者又は市内においてその他の様々な活動を行う者若しくは団体をいう。

**2** この条例において「市」とは、議会及び市長等をいう。

**3** この条例において「まちづくり」とは、市政を含め、住み良いまちを実現するために行われる市民活動の全体をいう。

**4** この条例において「コミュニティ」とは、町内会など市内の特定の地域に根ざし、その特性を生かしたより良い地域づくりにかわる集団又は組織をいう。

### ▽▼▽説明 明△▲△

基本条例の内容について、共通認

識を図るために言葉の「定義」を示しています。

1. 「市民」の定義について、まちづくりに関わる人々という観点から、広い意味で位置づけています。居住する者のほか、市内で働く者、学校で学ぶ者、さらに事業活動やボランティア、市民活動団体などが営む社会活動を様々な活動と表現しています。

2. 「市」は、市民から信託を受けた議員で構成される議会と市長を代表とする行政（その他の執行機関や職員を含みます）としています。

3. 「まちづくり」については、イベントなどのように狭い意味ではなく「住みよい地域のため」「住み良いまちのため」の活動としています。「市政」とは、まちづくりのうち、「市」が担う活動としています。

4. 「コミュニティ」は、日常的なつながりを持つ地域性を重視した団体を表しています。組織はされていないが、小さな規模（少人数）の集まりも含めて捉えています。

### まちづくりの基本理念

**第3条** 市民は、まちづくりについて考え、決定し、行動する権利を有する。

**2** 市民が主体のまちづくりをするためには、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有し、かつ、互いに連携・協力することが不可欠である。

**3** 名寄市は、独立した自治体として国、北海道及び他の自治体に対して自主、自立の立場を堅持すると同時に、互いに連携・協力してまちづくりを進めるものとする。

### ▽▼▽説明 明△▲△

前文、第1条（目的）で述べているまちづくりの基本理念を具体的に示しています。

1. 「まちづくりについて考え、決定し、行動する権利」は、まちづくりに市民が主体的に参加する権利を表しています。

2. 「市民が主体のまちづくり」の条件として、市民と市政を運営する議会、市長等の情報共有と連携・協力の必要性を述べています。

3. 名寄市が、独立した自治体として、国や北海道、他の自治体に対して自主的な考え方や判断で行動する名寄市の立場を示しています。

#### 条例の位置づけ

**第4条** この条例は名寄市の最高規範であり、市は総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

#### ▽▼▽説 明△▲△

この条例の目的は「地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりを実現すること」また、そのために「名寄市のまちづくりの基本理念、基本原則を明らかにすること」としていることから、地方自治体である名寄市の最高規範と位置づけています。また、最高規範の位置づけから、まちづくりに関する計画の策定や条例規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重することとして

います。



#### ■第2章

#### まちづくりの基本原則

#### 市民参加

**第5条** まちづくりは、市民の参加によって行われるものとする。

**2** 市は、市政に関する企画立案、実施及び評価の各段階において、市民参加を保障しなければならない。

**3** 市民参加においては、すべての市民は、性別、国籍、年齢、心身の状況、社会的経済的環境等の違いにかかわらず、平等な権利を有するものとする。

#### ▽▼▽説 明△▲△

まちづくりの基本理念で示した「まちづくりについて考え、決定し、行動する権利を有する」とした市民参加の考え方を示しています。

1. 「市民が考え、決定し、行動する権利を持つ。」を保障する考え方を示しています。

2. 市民参加のあり方について、市政に関する市の役割を定めています。

3. 市民参加の原則について定めています。市民がまちづくりに参加する際には、お互いに平等であり、立場によって不利益を受けることがないことを示しています。

#### 子ども及び青少年のまちづくりへの参加

**第6条** 子ども及び青少年は、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利を有する。

**2** 市民及び市は、子ども及び青少年がまちづくりに参加できるように配慮するものとする。

#### ▽▼▽説 明△▲△

市民参加の原則を補足しています。すべての市民は、「市民参加」に平等な権利を持つ原則から、子ども、青少年にも権利があることを明示しています。具体的には、子ども、青少年の参加を促す規定として示しています。

#### 情報共有

**第7条** 市民は、まちづくりに必要な情報を市から提供を受け、及び自ら取得する権利（以下「知る権利」という。）を有する。

**2** 市民は、まちづくりに必要な知識を得るための学習の機会及び場を確保する権利（以下「学ぶ権利」という。）を有する。

**3** 市は、前2項に規定する市民の権利を尊重しなければならない。

**4** 市は、市政に関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならない。

**5** 市は、まちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、及びわかりやすく説明する責務を負う。

6 市は、市民がまちづくりに必要な知識を得るための学習環境を整備するよう努めなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

「市民参加」を進め、市民主体のまちづくりを具体化するための基本原則として「情報共有」を位置づけ基本的な考え方を定めています。

1. まちづくりに関する情報の提供を受けることと、自ら情報を得られることを市民の権利として示しています。

2. 市民が情報を得たり、情報の提供をもとに、まちづくりについて考える機会や場所を得られることを学ぶ権利として示しています。

3. 市民が持つ権利に対する市の姿勢を示し、市民の権利を保障する考え方を示しています。

4. 市民への情報提供と市民の知る権利に対する具体的な内容を示し、市の責務を示しています。

5. 情報提供に関する基本的な考え方を示しています。

6. 第2項で示しているまちづくりに関する学習環境を担保する市の努力義務を定めています。

連携・協力

第8条 市民及び市は、それぞれ

の役割及び責任を分担し、相互理解のもと、連携・協力してまちづくりを進めるものとする。

▽▼▽説 明△▼△

まちづくりの基本理念に示している市民と市の連携・協力のあり方に関する原則を示しています。



コミュニティ自治

第9条 市民及び市は、地域の特性をふまえ、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。

7. 地域の特性をふまえ、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

市民主体のまちづくりに地域のコミュニティが果たす役割は大きいことから、コミュニティの重要性を示しています。地域コミュニティは、身近な市民参加、情報共有の場であり、市民による自治の場でもあることから、コミュニティを構成する市民はもとより、市もコミュニティの自主性、自立性を尊重するとしています。

自主自立の市政運営

第10条 名寄市は、国から独立

した自治体として、このまちの地域的特性及び市民の利益を最重視する立場から、国に対して、まちづくりに関する正当な自らの権利を主張し、意見を表明するものとする。

▽▼▽説 明△▲△

まちづくりの基本理念で示している独立した地方自治体としての名寄市の立場について表しています。

第3章

市民の権利、役割及び責務

市民の権利及び役割

第11条 市民は、まちづくりに

参加する権利、知る権利及び学ぶ権利に基づいて、自らの意思により主体的にまちづくりに参加するものとする。

2 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して自治を推進するものとする。

▽▼▽説 明△▲△

まちづくりの基本理念・基本原則に示している市民の権利とあわせて役割について示しています。

1. 基本理念で示した権利、基本原則に定めた市民参加、情報共有のための権利を生かし、まちづくりに参加することを市民の役割としています。あくまでも市民

の意思によるものとしています。  
2. まちづくりに関して市民一人ひとりが平等な権利を持つことから、お互いに尊重、協力してまちづくりを進めることとして定めています。

### 市民の責務

**第12条** 市民は、まちづくりについて考え、決定し、行動するに当たって、市民全体の福祉や次の世代への責務を考慮するとともに、自らの発言と行動に責任をもつものとする。

**2** 市民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとする。

### ▽▼▽説 明△▲△

市民がまちづくりに参加する際の責務を定めています。

1. 市民が、まちづくりに参加する際には、名寄市全体のことや将来の名寄市を見据えることが大切であるとともに、主体としての責任を示しています。

2. より良いまちづくりを進めるための必要なことについて市税

だけでなく、たとえば安全安心のための活動に携わる、参加するといったことを「相応の負担」と表しています。

### ■第4章

### 議会の役割及び責務

### 議会の役割及び責務

**第13条** 議会は、直接選挙によって選ばれた議員により構成される、名寄市の意思を決定する機関として、総合的視点と展望を持つて、自らの責任を果たさなければならぬ。

**2** 議会は、市長等の行政活動を監視する機関として、その役割を果たすとともに機能の充実強化に努めなければならない。

**3** 議会は、立法機能の強化に努め、自ら積極的に政策立案を行うよう努めるものとする。

**4** 議会は住民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければならない。

**5** 議会は、議会の審議や活動に関する情報を積極的に市民に公

開するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けなければならない。

### ▽▼▽説 明△▲△

第8条（連携・協力）で記した役割について具体的に示しています。

議会基本条例で規定されている基本的な事柄のほか第3項で条例制定改廃を行う議決機関であり、議決事項を提案できる議会を立法機能を持つと表して、積極的に政策立案に努めるとしていま



### 議員の役割及び責務

**第14条** 議員は、市民の信託に

応え、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

**2** 議員は、まちづくりに市民の意思を反映させるとともに自らの政策形成能力を高めるため、常にまちづくりに関する情報収集及び調査研究に努めなければならない。

### ▽▼▽説 明△▲△

議会を構成する議員の役割と責務について示しています。

### ■第5章

### 市長等の役割及び責務

### 市長の役割及び責務

**第15条** 市長は、名寄市の代表として市民の信託に応え、地方自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の運営に当たらなければならない。

### ▽▼▽説 明△▲△

市民による選挙で選ばれた代表として、この条例の目的を達成するため、市政運営を公正かつ誠実にを行うとしています。

## 市長等の役割及び責務

**第16条** 市長等は、市民への説明責任を果たすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならぬ。

**2** 市長等は、常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

**3** 市長その他の任命権者は、職員の適切な登用及び配置に努めるとともに、職員の能力の開発及び育成に努めなければならない。

### ▽▽▽説 明△▲△

市長及びその他の執行機関の責務を明らかにしています。

**1.** 市長のほかその他の執行機関においても、事業に取り組む考え、内容を明らかにし、市民の信託に応えることとしています。

**2.** 市民が主体のまちづくりを進める基本的な姿勢を示しています。

**3.** 円滑な行政運営を進めるとともに、人材育成について定めています。

## 市職員の役割及び責務

**第17条** 市職員は、市民全体の奉仕者としての自覚をもち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

**2** 市職員は、まちづくりの専門スタッフとしての自覚をもち、自らの職務上の能力の向上に努めなければならない。

**3** 市職員は、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

### ▽▽▽説 明△▲△

市政執行を補助する職員の責務について定めています。

第1項、第2項で職員の責務を再確認しています。第3項では、まちづくりにかかわる団体やコミュニティとの協働活動の場面で、市民が互いに尊重し協力してまちづくりに関わるための環境づくりや協力支援について定めています。

## 第6章 行政運営の基本

### 行政運営の原則

**第18条** 市長等は、市民参加及び情報共有の理念に基づき、公正で透明性の高い、開かれた行政運営を行わなければならない。

**2** 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に関連させ、その整合性に配慮しながら総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

**3** 市長等は、行政運営において、法令の解釈及び運用を適正に行わなければならない。この場合において、地方自治の基本理念に基づき、自主的に法令を解釈し、運用することを原則とする。

### ▽▽▽説 明△▲△

市長等の役割と責務に則り、まちづくりの基本事項として行政運営の基本原則を示しています。

**1.** 第5条市民参加、第7条情報共有で規定している市長等の役割と責務を果たし、公正で透明性の高い行政運営を原則としています。

**2.** 行政運営の基本となる総合計画、財政計画、事業実施の評価の仕組みを連携して活用することを基本的な考え方としています。

**3.** 行政運営に際し、法令を適正、適切に運用するとしています。



### 総合計画等

**第19条** 市は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定しなければならない。

**2** 各分野の政策及び事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進行管理が行われなければならない。

**3** 市長等は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参加を求めなければならない。

い。  
4 市長等は、総合計画の進行状況について、適切な形で市民に公表しなければならぬ。  
5 総合計画は、経済的、社会的変化及び新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、常に検討及び見直しが行われなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

行政運営の原則で示した、総合的・計画的な行政運営を行うための基盤となる総合計画について定めています。市政運営における総合計画の位置づけを確認するとともに、策定する際の市民参加、策定後の環境変化に対する対応と市民への情報提供について定めています。

※総合計画と自治基本条例の役割  
市政運営上の最上位計画である総合計画には、名寄市の政策の基本目標とそれを実現するための施策の方向が定められています。  
一方、自治基本条例は、まちづくりの基本となる最高規範として、

情報共有や市民参加などのまちづくりの理念や原則、仕組みなどを定めています。いわば、自治基本条例は、総合計画で描くまちの将来像を市民が主体となつて実現するための制度、仕組みを定めているものといえます。

財政運営

第20条 市長等は、自立した運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定する財政自治の原則を守るものとする。

2 市長等は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

3 市長等は、予算の編成及び執行に当たつて、その内容に関する十分な情報を市民に提供するよう努めなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

市政運営の基盤となる財政運営の考え方を示しています。  
1. 自分たちのまちづくりを自分

たちが決めるためには、安定した財政基盤が必要です。そのため、財源確保の努力と効率的な事業を選択していくことを原則としています。  
2. 予算編成において総合計画との整合性を図ることと行政評価の結果を反映させることにより、計画的で健全な財政運営に努めることを基本としています。  
3. 市政運営の基本となる財政運営に関する情報提供について定めています。



行政組織

第21条 市の組織は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的なものであると同時に、各部署相互の連携が保たれた柔軟なものとして編成されなければならない。

して編成されなければならない。  
▽▼▽説 明△▲△  
市民の視点に立った組織体制であるとともに、組織内の情報共有を深める組織体制であるべきと規定しています。

行政評価

第22条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、行政評価に関する制度を整備し、実施するとともに、その結果を市民に公表しなければならない。この場合において、市長等は、透明性を確保するために外部評価を取り入れるなど、市民の視点を重視しなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

行政運営の原則に則つた具体的な制度として行政評価について示しています。公正で透明性が高く、また総合的な行政運営を行うとともに情報共有と市民参加を担保する具体的な仕組みの一つと位置づけています。

## 行政手続

**第23条** 市長等は、市民の権利及び利益を保護し、公正かつ透明な行政を行うため、行政処分及び行政指導並びに市長等に対する届出に関する手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

### ▽▽▽説 明△▲△

市民の権利や利益を守るとともに、公正の確保と透明性の向上を図り、市民から信頼される行政運営を行うため、行政運営上の手続きに関するルールを定めるものとしていきます。詳細については「名寄市行政手続条例」で規定していますが、市民の権利利益の保護に関わる重要な事項であることからここで規定していません。

## 危機管理体制

**第24条** 市長等は、市民の生命と生活の安全を確保し、災害等の緊急時には、総合的かつ機能的な活動を実施できるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、市民、事業者及び関係機関との連携・協力を図り、災害等に備えなければならない。

### ▽▽▽説 明△▲△

市民の生命や財産、日常生活の平穩を守ることは、地方自治体としての基本的かつ重要な使命であることから、危機管理体制について規定していません。執行機関だけではなく市民、事業者、関係機関の協力なくして災害に対応することは困難であると考えますので、日常からの協力体制構築の必要性を定めています。

■第7章 基本原則によるまちづくりの推進

## 市民参加制度

**第25条** 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階において、適切な時期に市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、各種委員会、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委

員を加えるよう努めなければならない。この場合において、委員等の性別、年齢、住んでいる地域その他の点でバランスのとれた構成になるように努め、市民がその立場や境遇によって不利益を被ることのないようにしなければならない。

3 市長等は、重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度及びパブリック・コメント等意見公募制度を設けなければならない。

### ▽▽▽説 明△▲△

まちづくりの基本原則に規定している「市民参加」を進める市の役割について定めています。

1 第5条第2項で規定している市民参加を保障する考え方を定めています。市民意見が反映される場面として、第2項、第3項の規定のほか、市民説明会、まちづくり懇談会、行政評価などのほか、多種多様なしくみを活用することが考えられます。

2 政策の立案や実施、評価などに関する市民参加の場である各

種委員会等の委員選任のあり方について規定していません。公募による公平な市民参加とその際の平等性について定めています。

3 広く市民の生活に関わる施策や重要な事項を定める計画、条例を定める際の市民参加のあり方について規定していません。

## ※パブリック・コメントとは

行政機関が政策の立案等を行うとする際にその案を公表し、広く市民の皆さんから意見を提出していただく機会を設け、行政機関は提出された意見を考慮して政策を決定することです。市では、これまでも重要な計画や方針についてパブリック・コメントを行ってきており、そうした市民意見を政策に反映させる仕組みを定めています。

## 住民投票

**第26条** 市は、市政に関する重要事項について、住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票に参加できる者の



資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの議案に応じ、別に条例で定める。

**3** 市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施する条例の制定を市長に請求することができる。

▽▼▽説 明△▲△

直接、市民の意見を問うことができる制度である住民投票については、基本的な考え方を規定しています。本条例で定める住民投票の規定は、自治体の条例制定権を根拠として、「市政に関する重要事項について、住民投票を実施することができ。」とするものです。第1項では、市長、議員が住民投票を実施するための条例を提案することできると、市政に関する重要事項とは、市町村合併などまちの将来を左右する議案を想定していることから、住民投票の結果を尊重するとしています。第2項では、住民投票の実施に必要な事項は、その議案に応じて条例で定めるとしています。

第3項では、市民の条例制定請求権（地方自治法第74条）に基づいて住民投票を実施する条例の制定を請求することができることを示しています。

情報公開

**第27条** 市は、市民の知る権利

を尊重し、及び説明責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開しなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

まちづくりに関する情報の多くを市が保有していますが、市が保有する公文書による情報について市民の知る権利を保障し、透明性の高い行政運営を確保するために規定しています。すでに名寄市では、情報公開条例が施行されています。

情報提供

**第28条** 市は、情報公開請求の

有無にかかわらず、市政に関する重要な情報を、適切な時期に、適切な方法により、市民に積極的に

提供するよう努めなければならない。この場合において、市民がその立場や境遇によつて不利益を被ることのないようにしなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

市民の情報提供を受ける権利を保障する基本的な考え方を定めています。提供手段としては、広報誌、閲覧板、ホームページ、フェイスブック、市民説明会、出前講座、まちづくり懇談会などの場のほか、会議の公開、会議録の公表がありますが、内容に応じた方法や時期の見極めも必要なことから「適切な」としています。

個人情報の保護

**第29条** 市は、市民個人の権利

及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

詳細については「個人情報保護条

例」で規定していますが、個人情報の収集や利用、提供及び管理を適切に行うことは、情報を取り扱ううえでの基本であり、情報の共有を進めることにつながることから規定しています。

情報収集及び管理

**第30条** 市は、市政に関する情

報の収集、整理、保存及び管理について、正確かつ適正にこれを行わなければならない。

▽▼▽説 明△▲△

適切な情報提供や情報公開を行うための背景となる考え方について規定しています。市政に関する企画立案、実施に当たっては多角的な面から情報を収集し、適切な分析が必要です。

市民の学習環境の整備

**第31条** 市長等は、市民がまち

づくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かすことができるよう、各地域にまちづくりに関する学習の場を整備しなければならない。

▽▽説 明△▲△

第7条第6項に規定する学習環境の整備に関して、市民が情報を得たり、まちづくりについて考える場として地域コミュニティを捉え、町内会や地域連絡協議会などでの市民参加の場、機会作りに取り組みことを規定しています。

まちづくり活動支援

**第32条** 市長等は、まちづくりにかかわるNPOなどの市民団体と積極的に連携・協力し、支援するよう努めなければならない。

▽▽説 明△▲△

まちづくりの担い手である多様な団体に関して、自主性、自立性を尊重し、必要に応じた支援協力を行うことを規定しています。

※NPOとは

Non-Profit Organizationの頭文字です。「民間非営利団体」と訳されます。営利を目的とせず社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいいます。一般的には、NPO法人だけでは

なく、法人格のない市民活動団体やボランティアグループなども含めてNPOと呼ばれています。

コミュニティ支援

**第33条** 市民及び市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない。

2 市民及び市は、コミュニティによるまちづくりを尊重するとともに、その意見をできる限り市政に反映させるよう努めなければならない。

▽▽説 明△▲△

市民にとって最も身近な市民参加の場であり、自治の基礎でもある地域コミュニティの重要性を示し、市民と市が一体となった関わり方について規定しています。

国、他の自治体等との連携・協力

**第34条** 名寄市は、国、北海道及び近隣の自治体との情報共有と相互理解に立ち、連携・協力し

て広域的及び共通するまちづくりの課題の解決に努めるものとする。

2 市民及び市は、積極的に海外の自治体及び組織と友好及び連携を深め、そこから得られた有益な情報及び知識をまちづくりに生かすように努めるものとする。

▽▽説 明△▲△

1. 一自治体では対応できない課題が増えているなかで、他の自治体や国、北海道と連携しながら、共通課題の解決を図ることを規定しています。

2. 市民や市が積極的に進めている海外の自治体などとの交流がまちづくりに生かされることを改めて確認しています。

第8章 条例の見直し

条例の検討及び見直し

**第35条** 市は、この条例の施行から5年以内ごとに、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して検討及び見直しを行い、この条例の改正を含めて必要な措置を

講ずるものとする。

▽▽説 明△▲△

この条例が自治の基本条例としてふさわしいかどうかを検証するために規定しています。策定されている市の計画の多くは10年または5年の期間であり、市民の意識、社会状況の変化を勘案して5年としています。年限を示すことによって、検証の実効性を確保しています。

「5年以内ごとに」とは、単に5年ごとに検証を行うのではなく、変化に応じた柔軟な対応の必要性を表しています。

